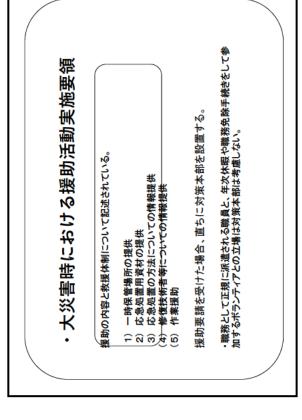
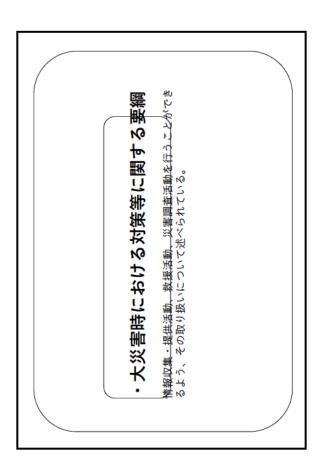


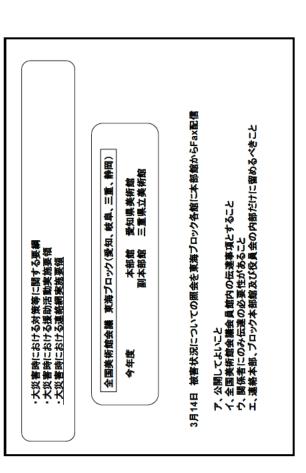
・大災害時における対策等に関する要綱 大災害時における援助活動実施要領 ・大災害時における連絡網実施要領 平成10年6月施行

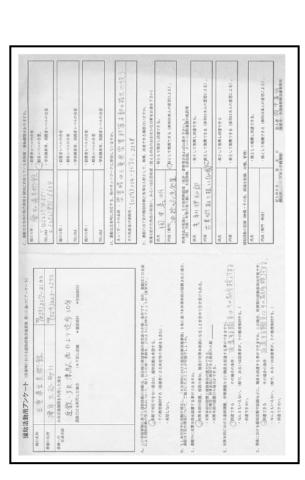












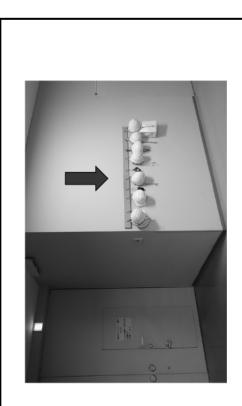
・大災書時における対策等に関する要編 ・大災書時における建助活動実施要領 ・大災書時における連絡網実施要領 ・大災書時における連絡網実施要領 ・本が書時における連絡網実施要領 ・本成10年6月施行

- ・事務局が数年に1度交代する。引き継ぎがうまくいかない。
- ・プロック本部館、副本部館を把握している職員も異動する。
- ・危機意識が薄れていく。



(例) 東海東南海地震が起これば?

- ・ひと月以上、県外からの文化財救援はない。
- ・自館への出勤はできない。不明者の捜索や避難所支援に招集がかかる。



扉の向こうがエントランスホール。ヘルメット、トランシーバー 拡声器、包帯等の救急セット (三重県立美術館)

被災直後の応急手当は期待できないから作品や資料は完全には元には戻らない。

今できること(大規模災害対策) ≘重県立美術館の場合

●日頃から同僚や他館の人と仲良くする。

●館内マニュアルを練り直し、施設や備品の点検を行う。

●冷めつつある東海地域の美術館防災連携を立て直す。

●コンディションフポート等の整備

今できること(大規模災害対策) st⊠美術館会議の場合

●国の救援体制の動向を把握

文化庁「文化財等災害対策委員会」2013年6月設置

国立文化財機構「文化遺産防災ネットワーク推進本部」2014年9月発足

要綱要領の修正

防災意識を低下させない仕組みづくり 復興対策委員会で次回から議論